



経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方に対して
前向き投資や償還負担の軽減に必要な資金
をご融資いたします。

ご利用いただける方

農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画又は経営改善計画を融資機関に提出された方
※ 資金の使いみちが前向き投資のみの場合は経営改善資金計画を、償還負担の軽減を含む場合は経営改善計画をご提出ください。

資金の使いみち

経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

前向き投資

農地等
取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械
農産物の生産、流通、加工、販売等に必要 な施設・機械などが対象となります。

家畜・果樹等
購入費、新植・改植費用のほか、育成費も 対象となります。

利用料の一括支払い
農地の利用権を取得する場合における権利 金などの一括支払いが対象となります。

償還負担の軽減

再建整備
農地等の取得・改良・造成や、農業経営に 必要な資材・施設などの取得・設置のため に生じた負債（制度資金等を除く。）の整理 に必要な資金が対象となります。

償還円滑化
既往借入金等の負債（制度資金、土地改良 事業負担金など）に係る支払いの負担を軽 減するために、経営改善計画期間中の当 該負債の支払いに必要な資金が対象とな ります。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：①～③の範囲内かつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

① 前向き投資 負担額の80%

② 再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）
法人 4,000万円

③ 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払わ
れる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額

金利： . %（農地等を取得する場合は . %、平成 年 月 日現在）

※ 借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

新たに農業に参入する企業を応援します

一般の株式会社等が新たに農業に参入する際に必要となる農業用施設や機械の導入などの初期投資に対しても、経営体育成強化資金がご利用いただけます。

ご利用いただける方

農業を営む法人であって次の要件を満たす方

- ① 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと
- ② 5年以内に農業経営改善計画※1の認定を受ける計画を有していること
- ③ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議※2の認定を受けていること

※1 農業経営改善計画とは、農業者自らが概ね5年後を目標として作成する経営改善のための取り組みに向けての計画であり、農業経営基盤強化促進法に定められています。なお、この農業経営改善計画を市町村に提出し、市町村長の認定を受けた場合には、認定農業者となり、国等の農業施策に関する支援措置を重点的に受けることができます。

※2 特別融資制度推進会議とは、認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：負担額の80%、ただしご融資金額の上限は1億5,000万円

金利：借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

ご融資事例

【参入事例：漬物製造業者】

事業目的	<p>当社はもともと国産の有機野菜を原料に使用する漬物製造業者であったが、昨今の消費者の食品の安全性に対する意識の高まりを受け、原料野菜へのこだわりを強化しようとしていた。</p> <p>当社は農業生産法人を設立して新たに農業に参入し、有機・無農薬野菜を専門に生産する農場を開設した。安全・安心な野菜を原料とする漬物を消費者に安定的に届けることが可能になったほか、農場開設によるPR効果により、当社本体の売上増加にもつながる計画である。</p>
事業内容	パイプハウス設置、一次処理加工施設（カット）・保管貯蔵施設の建設
事業費	3億2,000万円（うち経営体育成強化資金1億円、ご融資率31%）

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



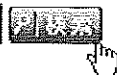
日本政策金融公庫

農林水産事業本部



<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫



〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

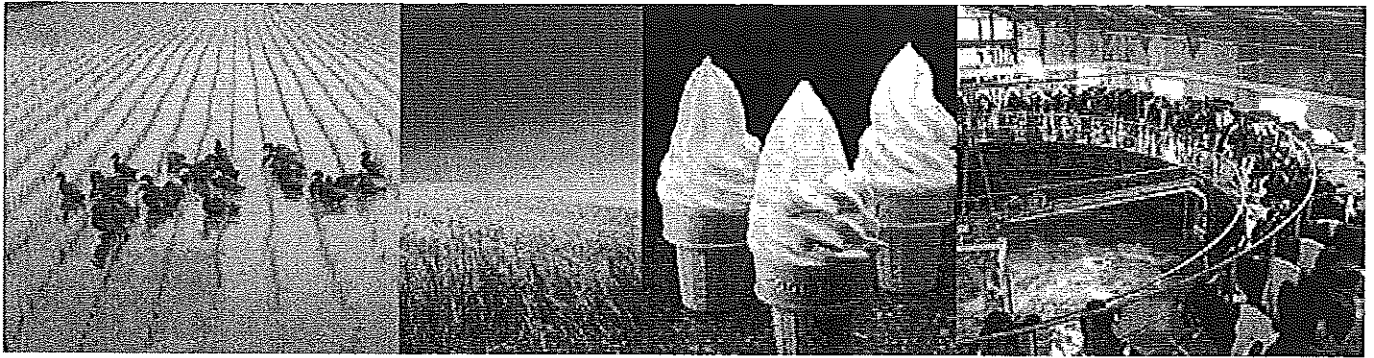
株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）



無利子 農業改良資金のご案内

農業改良資金制度は、農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子で借り受けることができる制度です。

新しい技術や作物を導入したい！
農産物の加工・直売を始めたい！



農業改良措置
の認定

農業改良資金が
使えます

NEW

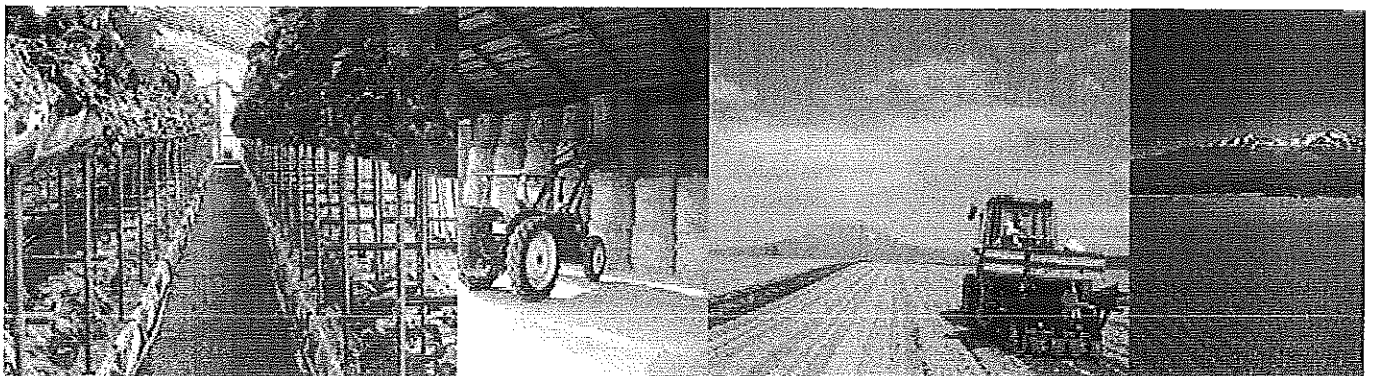
生産製造連携で、バイオ燃料の原材料を生
産したい！

農商工連携で、
新品種を栽培して農業経営を改善したい！
新商品の開発のため連携先の農業者を支援
したい！



連携事業計画 及び
農業改良措置の認定

特例措置の対象
(償還期間等の延長)



詳しくはお近くの相談窓口(普及指導センター、農協等融資機関)へ

どんな場合に借りることができるのですか？

農畜産物又はその加工品の新たな販売方式を導入する場合

従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売方式を導入する場合

農畜産物又はその加工品の新たな生産方式を導入する場合

新たな生産方式を導入し、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資する場合

農業改良措置

新たな農業部門の経営を始める場合

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない部門へ進出する場合

新たな加工事業の経営を始める場合

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに始める場合や、すでに加工事業を行っている者が従来取り扱っていない加工事業を開始する場合

誰でも借りることができるのですか？

① 認定農業者

② 認定就農者

③ 主業農業経営の経営者

- (ア) 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上(法人は、1000万円以上)であること。
- (イ) 主としてその農業経営に従事すると認められること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が主として農業に従事すること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。

④ ①～③の家族経営の経営主以外の農業者で次のことが明確になっている家族経営協定を締結している者

- (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
- (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

⑤ 次の要件をすべて満たす集落営農組織

- (ア) 定款・規約を有すること。
- (イ) 一元的な経理を実施していること。
- (ウ) 法人化計画を有すること。
- (エ) 農用地の利用集積の目標を設定していること(水田作・畑作に係わる農業経営のみ)。
- (オ) 主な従事者が目標農業所得額を設定していること。

⑥ ①から④までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体

⑦ 導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー

⑧ 農商工等連携促進法による農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等

⑨ 農林漁業バイオ燃料法による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等

具体的にどんな資金を借りることができるのですか？

資金内容	認	主	工	集	中
① 施設(農機具を含む)の改良、造成又は取得	○	○	○	○	○
② 永年性植物の植栽又は育成	○	○	○	○	×
③ 家畜の購入又は育成	○	○	○	○	×
④ 農地・採草放牧地の排水改良、土壌改良及び作付条件の整備	○	○	○	○	×
⑤ 農地・採草放牧地の賃借料	○	○	○	○	×
⑥ 農機具、運搬用機具、施設の賃借料	○	○	○	○	×
⑦ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費	○	○	○	○	×
⑧ 品種の転換	○	×	×	○	×
⑨ 新たな農畜産物の加工品等の調査・開発、並びに通信・情報処理機材の取得	○	×	×	×	×
⑩ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費	○	×	×	×	×
⑪ 農業経営の改善によって必要となる農薬費、その他の費用 (農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)	○	×	○	○	×

* (認);認定農業者、(主);主業農業経営者、(工);エコファーマー、(集);集落営農組織、
(中);農商工等連携促進法の認定中小企業者

いくら借りることができますか？

どのくらいの期間で返さなければなりませんか？

利用限度額

個人 1,800万円 法人等 5,000万円

※ 認定農業者及び認定中小企業者以外の方については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割に相当する額と上記のいずれか低い額になります。

償還期間(うち据置期間)

10年以内 (3年以内)

据置期間(3年以内)

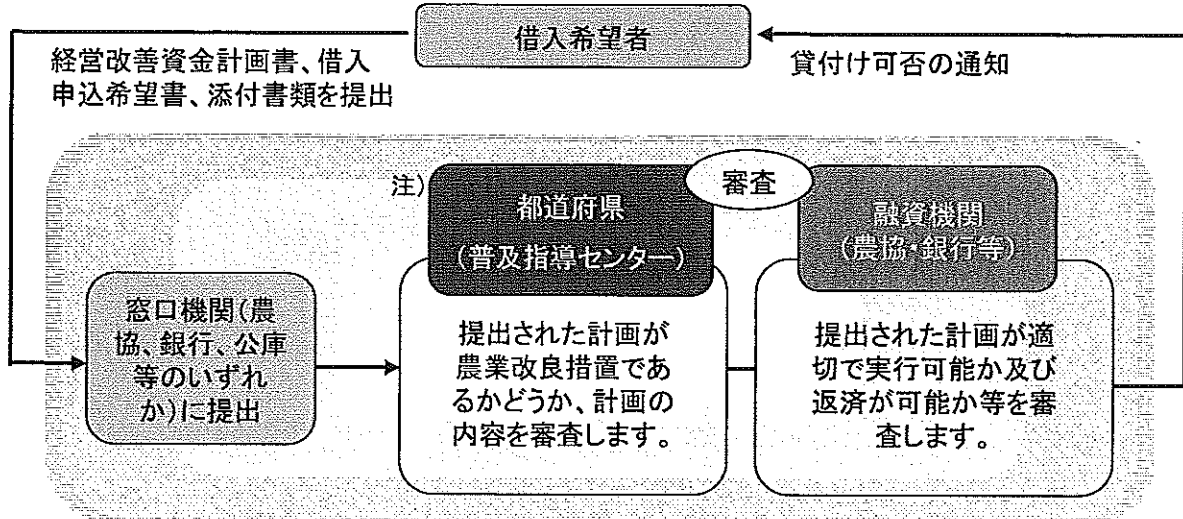
返済期間

償還期間(10年以内)

※ 特定地域にお住まいの方、就農計画の認定を受けた農業法人等、農商工等連携促進法の認定を受けた方については償還期間12年以内(据置5年以内)、エコファーマーの方及び農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた方は償還期間12年以内の特例措置が設けられています。

どのような手続きをすればよいのですか？

- 貸付手続きには、融資機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合、農林中央金庫）から借り受ける「転貸方式」と都道府県から借り受ける「直貸方式」があります。
- 借入を希望する方によって、申込書の種類が異なったり、添付書類を必要とする場合がありますので、まずはお近くの都道府県普及指導センターや融資機関にご相談ください。

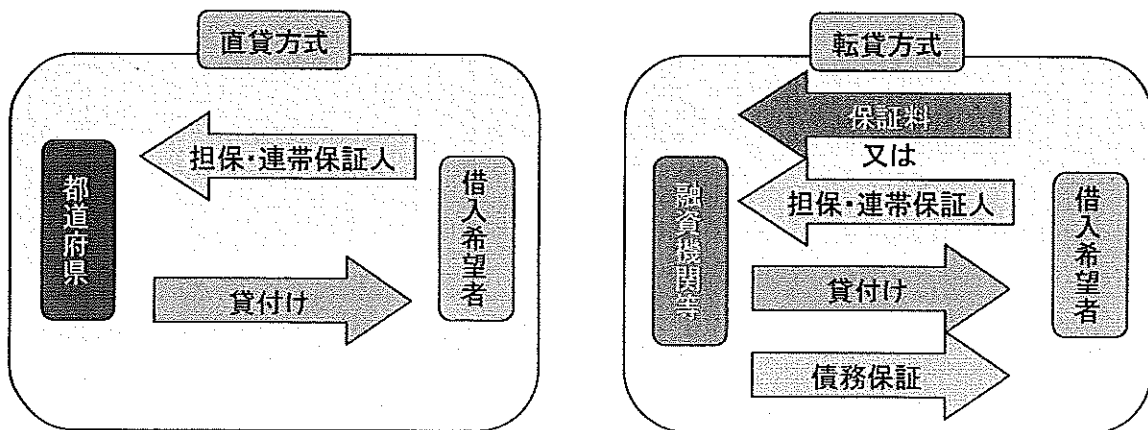


注) 集落営農組織に係る経営改善資金計画は、市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の認定が必要です。

担保や連帯保証人は必要ですか？

農業改良資金を都道府県から直接借り受ける場合(直貸方式)は、担保や連帯保証人が必要です。
農協等民間融資機関から借り受ける場合(転貸方式)は、農業信用基金協会等による債務保証の対象となり担保や連帯保証人がなくても借りられます。

※ 保証に必要な条件等は都道府県農業信用基金協会等により多少異なります。



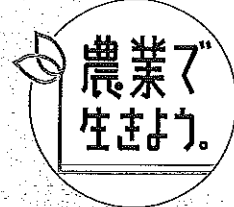
都道府県により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は普及指導センターへご相談ください。

農林水産省 〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号

URL: <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/annai.htm>

発行 平成20年10月

頑張るあなたを無利子でサポート



就農支援資金

制度のご案内



就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、
農業の経験がない人を新たに採用しようとする農業法人等を
資金の面からサポート(無利子資金を貸付け)するものです。

1 貸付対象者

就農希望者(個人)

自ら農業経営を目指す方(農業法人等の従業員から独立して新たに農業経営を始める方も対象となります。)や農業法人等への就職を目指す方で、就農計画(※)を作成し、都道府県知事から認定を受けた方。

農業後継者、農家出身でない方も対象となります。

農業法人等(経営体)

新たに就農希望者を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業法人や農家で、就農計画(※)を作成し、都道府県知事から認定を受けた経営体。

※就農計画には個人が作成する計画と経営体が作成する計画の2パターンがあります。

2 資金の種類

就農研修資金

農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金

就農準備資金

住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金

就農施設等資金

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金(就農希望者(個人)に対する貸付けに限ります。)

3 貸付条件

就農支援資金の借入れには担保又は保証人が必要です。ただし、就農施設等資金を農協等の融資機関から借り入れる場合には農業信用保証保険制度による機関保証を受けることができます。

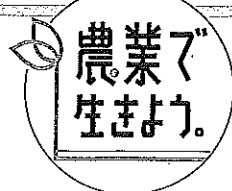
4 貸付機関

就農研修資金及び 就農準備資金

都道府県青年農業者等育成センター

就農施設等資金

都道府県青年農業者等育成センター及び農協等の融資機関



就農支援資金の内容

区 分		就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類		農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修旅費、滞在費、パソコン等研修用機器など	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費（引越代、敷金・礼金等）、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費など	農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金 施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費・リース料など
貸付主体		都道府県青年農業者等育成センター		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県青年農業者等育成センター 農協等の融資機関
貸付対象		就農希望者（個人）又は農業法人等（経営体）		就農希望者（個人）
貸付限度額		<ul style="list-style-type: none"> ●農業大学校等 ⇒5万円/月 ●先進農家等（国内外） ⇒15万円/月 ●指導研修（青年） ⇒200万円 	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ●青年^(※1) ⇒2,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額 ●青年以外^(※2) ⇒1,800万円及びそれを超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額 <p>[経営開始後5年間を対象]</p>
償還 (据置) 期間	青年 ^(※1)	12(4)年以内（条件不利地域20(9)年以内）		12(5)年以内
	青年以外 ^(※2)	7(2)年以内（条件不利地域12(5)年以内）		
その他				債務保証の対象

※1 青年：15歳以上30歳未満の方（都道府県知事の特認により40歳未満の者）
 ※2 青年以外：55歳未満の方（都道府県知事の特認により65歳未満の者）

資金借入れまでのながれ

就農希望者

農業法人等

☆就農希望者が就農計画を作成

☆就農希望者の雇用主が就農計画を作成
※就職先が未定の場合は就農希望者が就農計画を作成し、
資金を借り入れることも可能

☆事業計画を提出

☆事業計画を提出

☆都道府県就農促進方針に照らして就農計画を認定

都道府県知事

☆審査の上貸付けを決定

☆審査の上貸付けを決定

青年農業者等育成センター
又は融資機関

●就農支援資金に関するお問い合わせは、こちらへ

青年農業者等育成センター	電話番号	青年農業者等育成センター	電話番号	青年農業者等育成センター	電話番号
(社)北海道農業担い手育成センター	011-271-2255	(社)静岡県農業振興公社	054-250-8991	岡山県農林漁業担い手育成財団	086-226-7423
(社)青い森農林振興公社	017-773-3131	(社)新潟県農林公社	025-281-3480	(財)広島県農林振興センター	082-541-6185
(社)岩手県農業公社	019-623-9390	(社)富山県農林水産公社	076-441-7396	(財)やまぐち農林振興公社	083-924-8900
(財)みやぎ農業担い手基金	022-264-8238	(財)石川21世紀農業育成機構	076-257-7141	(財)徳島県農業開発公社	088-621-3083
(社)秋田県農業公社	018-884-5512	(社)ふくい農林水産支援センター	0776-21-5475	(財)香川県農業振興公社	087-831-3211
(財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	(社)岐阜県畜産公社	058-276-4601	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	089-945-1542
(財)福島県農業振興公社	024-521-9848	(財)愛知県農業振興基金	052-951-3626	(財)高知県農業公社	088-823-8618
(財)茨城県農林振興公社	029-239-7131	(財)三重県農林水産支援センター	0598-48-1225	(財)福岡県農業振興推進機構	092-716-8355
(財)栃木県農業振興公社	028-648-9511	(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	077-523-5505	(財)佐賀県青年農業者育成センター	0952-25-7106
(財)群馬県農業公社	027-251-1220	(社)京都府農業開発公社	075-417-6847	(財)長崎県農林水産担い手育成基金	095-895-2935
(社)埼玉県農林公社	048-558-3555	(財)大阪府みどり公社	06-6266-8916	(財)熊本県農業後継者育成基金	096-385-2679
(財)千葉県水産振興公社	043-222-9136	(社)兵庫みどり公社	078-361-8116	(社)大分県農業農村振興公社	097-535-0400
(財)東京都農林水産振興財団	042-528-1357	(財)奈良県農業振興公社	0742-23-6148	(社)宮崎県農業振興公社	0985-51-2011
神奈川県立かながわ農業アカデミー	046-238-5274	(財)和歌山県農業公社	073-433-5547	(社)鹿児島県農業・農村振興協会	099-213-7223
(財)山梨県農業振興公社	055-223-5747	(財)鳥取県農業担い手育成基金	0857-26-7599	(財)沖縄県農業後継者育成基金協会	098-866-2280
(社)長野県農業担い手育成基金	026-231-6222	(財)しまね農業振興公社	0852-32-2300		

■農林水産省経営局人材育成課

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL.03-3502-6469

■社団法人 全国農村青少年教育振興会

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-3 農業技術会館2階
TEL.03-3949-3332



農林漁業 セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金をご融資する制度です。

ご利用いただける方

- 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）
- 認定就農者（就農計画を作成して都道府県知事の認定を受けた個人・法人）
- その他（個人）農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の方
- （法人）農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人

ご利用いただける要件

※ 詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかの状況に置かれている場合にご利用いただけます。

災害

災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）の被害を受けた。

行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ① 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。
- ② 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。
- ③ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
- ④ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
- ⑤ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額+減価償却費））が20年以上であること。
- ⑥ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
- ⑦ 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る）。
- ⑧ 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑨ 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

ご融資条件

償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：一般 300万円

特認 年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

金利： . %（償還期限 年の場合、平成 年 月 日現在）

※ 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

（平成21年4月）

ご融資事例

次のような場合に農林漁業セーフティネット資金をご利用いただいています。

経営継続のための資金繰りをサポート（ご融資先：酪農を営むAさん）……………

ご融資前	<p>搾乳牛50頭規模の酪農を営むAさんは、飼料価格の高騰と乳価の低迷の影響を受けて、運転資金が不足する状態となった。</p> <p>この結果、初妊牛購入のための運転資金が確保できず、搾乳頭数の減少により経営規模が縮小し、今年の農業粗収益は3,600万円と前年から400万円の減少となった。</p>
ご融資後	<p>Aさんは、農林漁業セーフティネット資金300万円を借入れし、初妊牛の購入にあて、経営規模を回復した。</p> <p>なお、この300万円の償還期限は5年間と長期であり、当面の資金繰りの安定が図られる見込である。</p>

災害による経営の立て直しを支援（ご融資先：施設野菜を営むB社）……………

ご融資前	<p>施設野菜を営むB社は、昨年の秋の台風で、一部ビニールハウスが倒壊する被害を受けた。</p> <p>B社はハウストマトの周年出荷を行っており、販売先への継続出荷のためにも、ビニールハウスの早期修復が不可欠であった。</p>
ご融資後	<p>B社はビニールハウスの修繕を早期に実施したものの、これにより肥料の購入等に充てるための運転資金が不足。年間経営費の12分の3の特認限度額を利用し、農林漁業セーフティネット資金1,000万円を借入れた※。</p> <p>この結果、B社の資金繰りは安定。販売先への継続出荷を滞りなく行うことができたため、今期も前期並の売上が確保できる見込である。</p>

※ 災害を原因として農林漁業セーフティネット資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要です。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



日本政策金融公庫

農林水産事業本部

ホームページ

<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫



〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）



認定農業者向け短期運転資金
スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

便利で、借りやすく、返しやすい仕組みです。

極度額（貸付金の上限額）を設け、その範囲内であればいつでも借りられ、いつでも返すことができます。

極度額の上限は、

個人経営の方 500万円（畜産・施設園芸経営は、2,000万円）

法人経営の方 2,000万円（ " は、8,000万円）

貸付金利は、市場金利に応じて変動しますので、最新の金利は、融資機関にお尋ね下さい。

（参考）平成21年4月20日現在 1.5%

農業経営に必要な短期運転資金全般です。

スーパーS資金のつかいみちは、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金全般です。

例えば、次のようなつかいみちです。

- ① 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃などの直接的現金経費
- ② 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ③ 小農具など営農備品、消耗品などの購入費
- ④ 営農用施設・機械の修繕費
- ⑤ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料
- ⑥ 生産技術、経営管理技術の修得費
- ⑦ 市場開拓費、販売促進費 など

さらに詳しくは、農林漁業信用基金 (<http://www.affcf.com/super-s>) のホームページをご覧ください。